

はだの水道ビジョン改定等委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

はだの水道ビジョン改定等委託業務

2 業務の目的

別紙「仕様書」のとおり

3 契約期間

次の2年度間において、単年度契約により業務を履行する。

(1) 令和元年度

契約締結日の翌日(令和元年7月中旬)から令和2年3月31日までとする。

(2) 令和2年度

契約締結日の翌日(令和2年4月上旬)から令和3年3月31日までとする。

4 契約金額の上限(税抜)

(1) 令和元年度 19,480,000円

(2) 令和2年度 7,250,000円

5 参加資格

次の要件を満たす単独企業であること。

(1) 平成31・32年度秦野市競争入札参加資格者名簿(コンサル「上水道及び工業用水道」)に登録している事業者であること。

(2) 過去5年以内(平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)に、都道府県及び政令市を除く、地方自治体、地方公社、公益法人が発注した「水道(事業)ビジョン」に関する策定委託業務、且つ「水道施設整備計画」若しくは「経営戦略」に関する策定委託業務の元請実績を有していること。

(3) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士(総合技術管理部門:上下水道-上水道及び工業用水道、若しくは上下水道部門-上水道及び工業用水道)、またはRCM(上水道及び工業用水道部門)の資格を有する担当者の配置が可能であること。

(4) 神奈川県内に本社若しくは支店・営業所を有する事業者であること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

(6) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指定停止等措置基準(平成17年4月1日施行。以下「措置基準」という。)に基づく停止措置の期間中の事業者でないこと。

この場合において停止措置の期間中とは、参加申出書の提出期限から契約締結日までの期間をいう。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(8) 国税及び地方税に滞納がないこと。(法人及びその代表者(委任関係がある

ときはその受任者)

(9) 法人税及び消費税及び地方消費税に滞納が無いこと。

(10) 破産の申立てがなされていないこと。

(11) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有しないこと。

イ 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

6 スケジュール

	項 目	期 間
1	公募開始	令和元年5月31日(金)
2	質問書の受付期間	令和元年5月31日(金)から 令和元年6月10日(月)午後5時まで
3	参加申出書の受付期限	令和元年6月7日(金)午後5時まで
4	参加資格審査結果の通知	令和元年6月12日(水)
5	質問への回答期日	令和元年6月14日(金)
6	企画提案書等の提出期限	令和元年6月27日(木)
7	プレゼンテーション審査(予定)	令和元年7月4日(木) 時間等の詳細は別途連絡
8	審査結果通知(予定)	令和元年7月上旬
9	契約締結(予定)	令和元年7月中旬

7 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により書類を提出すること。

参加申込を行なった者に対しては、参加資格審査終了後、次により参加資格審査結果通知書を交付する。なお、提出期間内に参加申出書を提出しない者、または、審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類

ア 参加申出書(様式1) 1部

イ 参加者概要書(様式2) 1部

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和元年6月7日(金)

※土曜・日曜を除く午前9時～午後5時まで

(4) 提出場所

秦野市上大槻190 浄水管理センター
秦野市上下水道局 経営総務課
電 話 0463-81-4113

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留にて提出期限必着）すること。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された書類をもとにプロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和元年6月12日（水）に参加者全員に電子メールで通知する。

(7) 参加資格の喪失

参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する時には、本企画提案に参加することができないこととする。

ア 前記の資格要件を満たさなくなった時

イ 参加申出書に虚偽の記載をした時。

(8) プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日午後5時までに事務局へ辞退届（任意様式）を提出することとし、期日以降の辞退は原則として認めない。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

8 質問及び回答

本業務に対する質問は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 受付期間

令和元年5月31日（金）～令和元年6月10日（月）

※土曜・日曜を除く午前9時～午後5時まで

(3) 提出場所

秦野市上下水道局 経営総務課

電 話 0463-81-4113

E-mail keiei-s@city.hadano.kanagawa.jp

(4) 提出方法

質問内容を「質問書」（様式3）に記入の上、電子メールに添付して送信すること。

なお、電子メールの件名は、「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メール送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うこと。

※上記の方法以外の質問は一切受け付けない。

※1者につき原則1回の質問とする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年6月14日（金）までに本市のホームページ上で行う。

9 企画提案書の提出

提案内容は、次の a から e のテーマについて簡潔に記載することとし、本市の属性（事業規模等）に合う内容とすること。

- a 業務計画について
- b 水道事業ビジョン策定について
- c 水道事業計画策定について
- d 業務全体の整合性について
- e 新たな視点について

(3) 見積書及び見積もり内訳書

参加者は、業務提案見積もり金額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載した業務提案見積書（様式 10-1）及び見積もり金額に係る積算内訳書（様式 10-2）を企画提案書と併せて任意の封筒に入れ、上、中、下段ののりしろ 3箇所代表者の印により「封印」して、1部提出すること。なお、提出された書類は、返却しないこととする。積算内訳書には、人件費、物件費及び諸経費を必ず記載すること。

ア 業務提案見積書については万円単位とすること。

イ 業務提案見積書に記載された価格が、本要領 4 に定める契約金額の上限を超えた場合、その提案を無効とし、提出した参加者を失格とする。

(4) 提案のための費用負担

本業務の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 本市からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。照会があった場合には、速やかに回答すること。

(6) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。

イ 提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めない。

ウ 提出された提案書等は、一切返却しない。

エ 提出された提案書等は、提案者の承諾を受けたうえで複製することがある。

オ 提出された提案書等は、秦野市情報公開条例（平成 17 年 10 月 4 日条例第 14 号）の規定に基づき、開示請求者に開示する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意すること。なお、提案書を公開するときは、事業者の不利益が生じないよう十分に配慮することとする。

1.1 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別紙「プロポーザル評価項目及び評価基準」に示すとおりとする。評価は主に、業務に対する理解度、意欲、提案書の的確性、実施手順の妥当性、提案の根拠、解析力等を基準に評価を行う。また、提案全体として、本市水道事業ビジョン策定及び水道事業計画策定について優れた提案がされているか等の点を考慮する。

総合評価点は、組織評価、提案評価、価格評価の合計値で評価する。各項目の評価割合は、次のとおりとする。

		組織評価 (20点満点)
		+
総合評価点 (100点満点)	=	提案評価 (60点満点)
		+
		価格評価 (20点満点)

1 2 審査方法

(1) 選定委員会の設置

受注候補者を選定するため、市職員による「はだの水道ビジョン等改定委託業務受注者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法等

ア 選定委員会は、評価基準に基づき、参加事業者から提出された企画提案書の各項目につき評価及び採点を行い、総合的に評価し、総合評価点が最も高い参加事業者を受注候補者として選定する。

イ 審査の結果、点数が同じであった場合は、価格評価以外の審査項目の合計点数が高い提案者を受注候補者とする。

ウ 参加事業者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査の結果、提案された内容が、実施要項、仕様書等の内容を満たすと判断された場合にその1者を受注候補者とする。

(3) プレゼンテーションについて

ア プレゼンテーション実施概要

(ア) 日 時 令和元年7月4日 (木)

※プレゼンテーションの順序については、「提案書」の提出順とする。開始時間等については後日連絡する。

(イ) 場 所 秦野市浄水管理センター 4階会議室

(ウ) 人 数 5名以内

※出席者名簿（様式11）を令和元年7月3日までに電子メールで提出すること。なお、プレゼンテーションの出席者は、名簿に記載されたものに限る。

(エ) 提案内容の説明

説明は企画提案書にあらかじめ記載した内容のみとし、追加の説明資料等は認めない。なお、配置予定の管理技術者は必ず出席すること。

(オ) プレゼンテーション時間

・提案者からの説明時間 30分以内 (予定)

・秦野市からの質問時間 10分以内 (予定)

(カ) 機器類の準備

スクリーン、プロジェクタが必要な場合はあらかじめ事務局に連絡すること（様式-11）。また、電源は本市が準備するが、その他必要な機器

(パソコン等)については提案者が準備する。

(キ) その他

プレゼンテーションは提案者名を伏せて行う。

プレゼンテーションは非公開とする。ただし事務局職員は同席することができる。

1 3 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和元年7月上旬に提案者全員に文書により発送する。

なお、審査結果は評価の公平性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。

1 4 契約

審査の結果、受注候補者と本業務仕様の契約交渉を行うこととし、その際、受注候補者は積算根拠を示した見積書を提出すること。

ただし次のいずれかに該当し、受注候補者と契約が締結できない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

- (1) 受注候補者が審査後に本要領5に定める参加資格を満たすことができなくなった場合
- (2) 受注候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により、受注候補者と契約の締結が不可能となった場合

1 5 その他留意事項

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合はその提案を無効とする。
- (3) 応募書類は非公開とする。
- (4) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のためにヒアリングを実施する場合がある。
- (5) 審査結果の説明を求める場合、審査結果通知を発送した翌日から起算して3日以内に文書(任意様式)にて請求することとし、市の対応は次のとおりとする。
 - ア 文書により回答する。
 - イ アによる回答への異議は認めない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

1 6 事務局(問い合わせ先)

秦野市上下水道局 経営総務課

住 所 〒257-0005 秦野市上大槻190 浄水管理センター

電 話 0463-81-4113

電子メール keiei-s@city.hadano.kanagawa.jp

別紙「プロポーザル評価項目及び評価基準」

【総合評価点】

評価項目	配点	備考
組織評価	20点	
提案評価	60点	
価格評価	20点	
計	100点	

① 組織評価

評価項目		該当様式	評価基準	配点
信頼性	品質マネジメントシステムの取組状況 ※ISO9001の取得状況	様式2	企業として取得しているか	1
	環境マネジメントシステムの取得状況 ※ISO14001の取得状況		企業として取得しているか	1
	情報セキュリティマネジメントシステムの取得状況 ※ISO27001の取得状況		企業として取得しているか	1
	アセットマネジメントシステムの取得状況 ※ISO55001の取得状況		企業として取得しているか	1
企業の業務実績	過去5年間（平成26年度～平成30年度）の水道ビジョン策定業務の受託実績	様式6	同種業務実績の状況による	2
	過去5年間（平成26年度～平成30年度）の水道施設整備計画策定業務の受託実績		同種業務実績の状況による	2
	過去5年間（平成26年度～平成30年度）の経営戦略策定業務の受託実績		同種業務実績の状況による	2
予定管理技術者の能力	過去10年間（平成21年度～平成30年度）の同種業務実績	様式7 様式8 様式9	同種業務実績の状況による	1
	予定管理技術者としての従事期間		予定管理技術者としての従事期間による	2
	予定管理技術者の取得資格		予定管理技術者の取得している資格の状況による	1
	予定管理技術者の実施体制		予定管理技術者の在籍状況による	1

	予定管理技術者の自己研鑽		予定管理技術者の自己研鑽状況による	1
予定照査技術者の能力	予定照査技術者としての従事期間	様式6	予定照査技術者として従事している期間による	1
	過去10年間(平成21年度～平成30年度)の照査技術者としての同種業務実績	様式7	同種業務実績の状況による	2
	予定照査技術者の取得資格	様式9	予定照査技術者の取得している資格の状況による	1
組織評価計				20

② 提案評価

評価項目		該当様式	評価基準	配点
提案内容	業務計画の妥当性について	任意書式 A3版 片面印刷 10枚以内	水道事業ビジョン策定、水道事業計画策定(施設整備計画・財政計画)について業務実施上の課題の優先度、実施手順等が十分に吟味され、実施フローや実施工程が綿密に計画されているか	5
	水道事業ビジョン策定について		水道事業ビジョン策定にあたり、本市の課題を十分に把握した上で前提条件、留意点等を十分に理解し、基本方針等が具体的に明記されているか 中小事業体としての健全経営を継続できる方向付けを提示できているか 全国的な課題に対しての方策を提案しているか 下水道ビジョンとの整合を意識しているか	15
	水道事業計画(施設整備計画・経営戦略含)策定について		水道事業計画(施設整備計画・財政計画)策定にあたり、水道事業ビジョンでの基本方針を受け、本市の課題を十分に把握した上で前提条件、留意点等を十	15

			分に理解し、検討内容や検討方針等が具体的に明記されているか	
	業務全体の整合性について		提案内容がこちらの意図するものに対して的確に記載されているか。また、記載方法に創意工夫がみられ、記載内容が理解しやすいか	5
	新たな視点について		事業の効率化、安全性、持続性等、発注者が示していない新たな視点での提案があり、業務遂行にあたって有効性のある提案であるか	10
プレゼンテーション	プレゼンテーションについて	—	プレゼンテーションにおいて、資料や説明は分かり易く、理解し易い表現となっているか、質問に対する回答は適切で的を得ているか	10
提案評価計				60

③ 価格評価

評価項目		該当様式	評価基準	配点
価格評価	提案者の見積額	任意書式	全体の見積額で評価する。	20
価格評価				20